

## 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して特定施設入居者生活介護サービス及び介護予防特定施設入居者生活介護サービス（以下、「特定施設入居者生活介護サービス等」といいます）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

令和7年11月1日現在

### 1. 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 愛心会
法人所在地	埼玉県桶川市大字川田谷 6288 番地
電話番号	048-786-0111
代表者氏名	理事長 石川 浩晃
設立年月	平成 16 年 2 月 13 日

### 2. ご利用施設

施設の種類	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 埼玉県 第 1172801993 号
施設の目的	要介護及び要支援状態にある高齢者等に対する適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供
施設の名称	ケアハウス グランコート
施設の所在地	埼玉県入間市高倉 5-2-12
電話番号	04-2966-3888
施設長（管理者）氏名	沼田 優一
当施設の運営方針	① 利用者本位のサービスの提供 ② 自立支援 ③ 地域との連携 ④ 安定的かつ継続的な事業運営
開設年月	令和 4 年 8 月
入所定員	120 人

### 3. 設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室	120 室	
一時介護室	1 室 1 床	
浴室	5 室	各居室 大浴室 中浴室 各 1ヶ所

トイレ	—	各居室と大・中浴室に各 1
食堂	1 室	
機能訓練室	2 室	コミュニティルームと食堂も兼用
洗濯室	4 室	各階 1
ライブラリー	1 室	

#### 4. 職員の配置状況

職種	員数	常勤換算	指定基準	備考
施設長（管理者）	1 人	1 人	1 人	
生活相談員	3 人	2.8 人	1 人	
看護職員	6 人	3.3 人	2 人	機能訓練指導員と兼務
介護職員	—	—	—	要介護の利用者：（看護・介護職員）＝ 3 : 1 で配置
機能訓練指導員	1 人	1 人	1 人	看護師と兼務
計画作成担当者	1～2 人	1～2 人	1～2 人	

#### 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

##### （1）介護保険の給付対象となるサービス

入居者様の心身の状況や要介護度に合わせ、施設介護支援計画（以下、ケアプラン）を作成し、計画に沿った必要な介助を行います（自立支援を目的としていますので、下記のサービスを一律に提供する訳ではありません）。

<サービスの概要>

##### ①入浴

入浴又は清拭を原則週 2 回行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。ご入居者の身体状況に応じて、洗身、洗髪介助を行います。

##### ②排泄

ご入居者の身体状況に応じて、トイレ誘導、オムツ交換を行います。

##### ③食事

栄養士の管理のもとに、委託給食会社が調理し、1 日 3 食を食堂にて召し上がって頂きます。ご入居者の身体状況に応じて、食事の介助を行います。

##### ④その他日常生活上の世話

ご入居者の身体状況に応じて、整容、着替え、清掃、洗濯、シーツの交換、買物等の援助を行います。

##### ⑤機能回復訓練

機能訓練指導員により、ご入居者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

健康チェック、随時の健康相談を行います。

⑦服薬管理

看護職員が、服薬の管理を行います（ご自身の意思に関わらず職員が管理させていただく場合がございます）。

⑧相談、援助

随時、各種ご相談に応じます。必要があれば、関係機関等のご紹介をいたします。

<サービス利用料金>

- ・介護予防特定施設入居者生活介護費（1日につき） 令和6年6月現在

要支援1	183 単位
要支援2	318 単位

- ・特定施設入居者生活介護費（1日につき）

要介護1	542 単位
要介護2	609 単位
要介護3	679 単位
要介護4	744 単位
要介護5	813 単位

- ・特定施設処遇改善加算Ⅱ・・・上記単位に12.2%が加算されます。
- ・特定施設夜間看護体制加算Ⅱ・・・9 単位/日（要支援1、要支援2は除く）
- ・科学的介護推進体制加算・・・40 単位/月が加算されます。
- ・特定施設高齢者等感染対策向上加算・・・10 単位/月が加算されます。
- ・特定施設生産性向上推進体制加算・・・10 単位/月が加算されます。
- ・看取り介護加算・・・・・・ご家族と協議・合意契約の上で看取り介護を実施した場合に実施した日数に応じて加算されます。

例：31日のご利用の場合

要介護状態区分	利用日数 (× 31日)	特定施設処遇改善加算Ⅱ	特定施設夜間看護体制加算Ⅱ(利用日数31日)	科学的介護推進体制加算	特定施設高齢者等感染対策向上加算	特定施設生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護保険利用者負担(1割)	介護保険利用者負担(2割)	介護保険利用者負担(3割)
要支援 1	6,673	699	0	40	10	10	6,606 円	13,212 円	19,818 円
要支援 2	9,703	1,191	0	40	10	10	11,250 円	22,500 円	33,750 円
要介護 1	16,802	2,091	279	40	10	10	19,752 円	39,504 円	59,256 円
要介護 2	18,879	2,345	279	40	10	10	22,146 円	44,292 円	66,438 円
要介護 3	21,049	2,609	279	40	10	10	24,645 円	49,290 円	73,935 円
要介護 4	23,064	2,855	279	40	10	10	26,967 円	53,934 円	80,901 円
要介護 5	25,203	3,116	279	40	10	10	29,432 円	58,864 円	88,296 円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

<サービスの概要と利用料>

①標準的な回数を超えた入浴を行った場合の介助

ご入居者の特別な希望により、週2回を超える回数の入浴を提供します。但し施設の状態によってはご希望に添えない場合もございます。

費用：1,500 円/1 回

②おむつ等の提供

ご入居者の排泄状況に応じたおむつ類等を提供いたします(原則として施設が用意したものをご使用いただきます)。

費用：おむつ類の実費

③福祉用具の使用

杖、シルバーカー、車椅子、ベッド等の介護用品はご自分の体に合ったものをご自分でご用意下さい。臨時的に、施設のものをお貸しする事は可能です。(1週間程度)

④余暇活動の援助

入居者の希望によりレクリエーション、外出行事、サークル活動に参加していただくことができます。

利用料：材料費、交通費等の実費

#### ⑤通院等外出支援サービス

市外へ外出される場合は原則、ご本人様、ご家族様のご対応となります。止むを得ない理由によりご家族様が対応できない場合で、かつ施設がその必要性を認めるときは、有償サービスにて対応いたします。

人的サービス：1名につき 500 円/15 分単位

車両使用の場合は、50 円/1 kmあたり

#### ⑥入院中の対応

医療機関に入院した場合、その入院中の支援（洗濯、日用品のお届け、定期的な面会等）はご家族様でご対応ください。止むを得ない理由によりご家族様が対応できない場合で、かつ施設がその必要性を認めるときは、有償サービスにて対応いたします。

人的サービス：1名につき 500 円/15 分単位

車両使用の場合は、50 円/1 kmあたり

#### ⑦貴重品、預り金の管理

ご本人様、ご家族様より現金、通帳等を預かり医療機関をはじめ各所への支払い及び、日常生活用品購入の代行、小遣いのお渡し等を行います。個別の出納帳で管理し月に 1 回収支状況及び残高を伝票類とともにご本人もしくはご家族様に報告いたします。

利用料：2,000 円/1 か月

#### ⑧洗濯洗剤類、入浴石鹸シャンプー類

洗濯で使用する洗剤、柔軟剤、漂白剤と入浴で使用するボディソープ、リンスインシャンプーは、自己負担となります。管理場所の都合上、個別に預かり管理できませんので、原則施設で用意したものをお使いいただきます。

利用料：2,000 円/1 か月

#### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日までにご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数(半月単位)に基づいて計算した金額とします。)

ア. 指定口座への振込み

イ. 金融機関口座からの自動引き落としのみ

ご利用できる金融機関：別紙「口座振替のお知らせ」参照

#### (4) 介護の場所

入居者の適切な介護のために、居室において介護をします。入居者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、入居者に対して、その居室の他、一時介護室においてサービスを提供します。その必要性の判断は、入居者の意思を確認し、入居者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

また、心身状況の変化等で現に使用している居室が介護上適当でない場合、施設の判断で居室を変更させていただくことがございます。その際、引越しに伴う費用及び居室の清掃料、修繕費は入居者様の負担とさせていただきます。

#### (5) その他の留意事項

- ① 衣類、私物はすべて氏名を記入してください。また、汚損した場合、施設の判断で処分する場合もございます。
- ② 多額の現金や、高価な金品、高級な衣服等は持ち込まないでください。紛失や盗難等の事件が発生した場合、施設は一切責任を負いかねます。洗濯介助がケア計画にある方については、衣服は、一般家庭で洗濯できるものをお持ちください。
- ③ ご家族様入居者様の希望及び、認知症や介護が必要な身心状況になった場合、日常生活に必要な物品を購入するための現金をお預かりいたします。尚、物品購入の可否等の判断は施設で行い月毎にその収支を報告いたします。
- ④ 保証人様の連絡先に変更があった場合（引越し、携帯番号の変更等）は、速やかに施設に連絡をしてください。
- ⑤ 館内および敷地内は禁煙、火気取り扱い禁止となっております。行為が確認された場合契約解除となる場合があります。  
また、飲酒、勧誘行為、政治活動その他による他者への迷惑行為や、施設、設備の破壊や他者への暴力、暴言、嫌がらせ、その他危険行為等が確認された場合も、契約解除の対象となる場合があります。

#### (6) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。）

また、診察時に職員の付き添いが必要な方は原則として、わかさクリニックの先生にもしくは、山本病院の先生に主治医となっただき、隔週の往診による診察を受けていただきます。

① 協力医療機関	社会医療法人東明会 原田病院 埼玉県入間市豊岡 1-13-3 内科・外科・整形外科・脳神経外科 他
② 定期往診医療機関	わかさクリニック 埼玉県所沢市若狹 4-2468-31

	内科、外科、循環器内科、皮膚科、他
③定期往診医療機関	医療法人社団雅会 山本病院 東京都清瀬市野塩 1-328 内科、外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科他

## 6. 重度化した場合における対応にかかる指針

- (1) 入居者に対する日常的な健康管理、通常時及び急性期における医療機関等への連絡、調整、対応等を看護職員が行います。夜間においては、夜勤の介護職員から看護職員へ連絡し、連絡を受けた看護職員が中心となり対応の指示や医療機関との調整、連絡、処置等を施設として行います。
- (2) 夜間、ナースコール（緊急通話通報装置）及び、訪問等により入居者が直接に体調不良を訴えた、又は夜勤の介護職員の観察により入居者の体調不良が認められた場合は、状態に応じて協力医療機関もしくは各主治医に連絡、相談を行い、受診、入院等の対応を行います。特に重篤な状態であると判断した場合や、協力医療機関の都合により受け入れができない場合等には、その他病院への搬送、救急車手配などの対応を行います。

※協力医療機関に普段から通院、往診されていない場合は医療機関が対応しない場合がございます。その際は各自の主治医に連絡、もしくは救急車対応をいたします。

## 7. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

\* 苦情相談受付窓口（担当者） 高野 真由美

\* 受付時間 9:00～17:00

### (2) 行政機関その他苦情受付期間

入間市介護保険課介護 保険担当	TEL 04-2964-1111 受付時間 8:30～17:15
埼玉県国民健康保険団体連 合会	TEL 048-824-2568 受付時間 8:30～17:00

### (3) 苦情解決における第三者委員

\*監 事 厚川 肇治朗 048-456-0156

\*監 事 抜井 勝徑 049-270-3079

令和 年 月 日

特定施設入所者生活介護サービスの提供等の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウスグランコート

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特定施設入所者生活介護サービス等の提供開始に同意しました。尚、施設介護サービス計画の作成、心身状況の急変時などにおいて、他のサービス事業者、医療機関等との連携時に入居者本人および関係者の個人情報を用いることに同意します。

入居者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 実印

(代筆者) \_\_\_\_\_ 実印 (続柄 \_\_\_\_\_)

## ケアハウス グランコート重要事項説明書

ケアハウス グランコートは、入居者の皆様が安心して健康で明るい生活を送っていただく共同生活の場所です。

入居者の皆様は、契約書に定めのあることのほか、この入居者心得を遵守して規律を守り、お互いの人格を尊重して融和と親睦を深め、思いやりの心を持って仲良く楽しい日々を過ごしていただきたいと思ひます。

### 施設の概要

#### 1.施設経営法人

法人名	社会福祉法人 愛心会
法人所在地	埼玉県桶川市大字川田谷 6238 番地
電話番号	048-786-0111
代表者氏名	理事長 石川 浩見
設立年月	平成 16 年 2 月 13 日

#### 2.ご利用施設

施設の種類	軽費老人ホーム（第一種社会福祉事業） 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護
施設の名称	軽費老人ホーム ケアハウス グランコート
施設の所在地	埼玉県入間市高倉 5-2-12
電話番号	04-2966-3333
施設長（管理者）氏名	沼田 優一
当施設の運営方針	① 利用者本位のサービスの提供 ② 自立支援 ③ 地域との連携 ④ 安定的かつ継続的な事業運営
開設年月	令和 4 年 8 月 1 日
入所定員	120 人

令和 6 年 6 月 1 日現在

### 3. 設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室	120室	
一時介護室	1室1床	
浴室	5室	大浴室1 中浴室1 特殊浴室1 個室浴室2
トイレ	—	各居室 大浴室 中浴室 各1ヶ所
食堂	1室	
機能訓練室	2室	コミュニティールームと食堂も兼用
洗濯室	4室	各階に設置
ライブラリー	1箇所	

### 4. 職員の配置状況（特定施設入居者生活介護と兼ねています）

職種	員数	常勤換算	指定基準	備考
施設長（管理者）	1人	1人	1人	生活相談員と兼務
生活相談員	3人	2.3人	2人	
看護職員	6人	3.3人	2人	機能訓練指導員と兼務
介護職員	—	—	—	要介護の利用者：（看護・介護職員）＝3：1以上で配置
機能訓練指導員	1人	1人	1人	看護師と兼務
計画作成担当者	1～2人	1～2人	1～2人	

### 5. 有料サービス

介護認定を受けた介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）契約者以外の方は、心身の状況とご希望により、かつ施設が認めた場合に下記の介護サービスを有料でご利用いただくことも可能です。

※継続的にサービス利用をされる場合は、介護認定の申請をご検討ください。

介護サービス種類	利用料金
人的サービス1名	¥500（15分単位）
車両を使用する場合	¥50（1kmにつき）
入院中の人的サービス1名	¥500（15分単位）
貴重品管理（預り金管理含む）	¥2,000（1か月）

個室個浴使用料	500 円 (30 分単位)
健康管理、服薬管理	16,000 円 (1 か月)
配膳、下膳 (居室配膳含む)	5,000 円 (1 か月)
おむつ類・シルバーカー・車イス等の提供	おむつ類は施設提供の物を実費で購入。おむつ使用の方は、産廃費用をご負担いただきます。

※ご入居後、各種福祉用具が必要になった場合は、利用者のご負担でのご用意となりますので、ご注意ください。

#### ※駐輪スペース利用料金

シニアカー	3,000 円 / 月 (充電装置有)
バイク	1,000 円 / 月
三輪車	800 円 / 月
自転車	500 円 / 月
電動自転車	1,500 円 / 月 (充電装置有)

#### 6. 利用料金のお支払い方法

利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日までにご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数(半月単位)に基づいて計算した金額とします。)

ア. 指定口座への振込み

イ. 金融機関口座からの自動引き落としのみとなります。

ご利用できる金融機関：別紙「口座振替のお知らせ」参照

※特段のご事情がない限り、「イ」の方法でお願いいたします。

#### 7. 居室の利用

(1) 居室内の掃除は、ご自分でお願いいたします。

※介護保険利用者でケアプランにて居室掃除が入っている方を除きます。

(2) ご入居者様の希望による居室の変更は原則として行いません。ただし介護上その他の理由によりやむを得ず変更していただく場合があります(契約書9条2による)。

(3) 居室内の設備、備品が損傷した場合は、速やかに届け出てください。

(4) 心身の状況に応じて、居室を移動していただく場合がございます。

(5) 施設の都合により、居室を変更していただく場合がございます。

#### 8. 食事

(1) 食事は、原則として食堂で召し上がっていただきます。

(2) 食事時間は、概ね次の通りです。

朝食	7:30	～	8:30
昼食	11:30	～	12:30
夕食	17:30	～	18:30

## 9. 入浴

(1) 入浴時間は、概ね次の通りです。

月～土の 15 時 00 分～20 時 30 分

※日曜日はメンテナンスのためご利用できません

(2) 入浴時の禁止事項。

- \* 酒気をおびて入浴すること。
- \* 洗濯など入浴以外の目的で使用すること。
- \* 汚物、異物を流すこと。
- \* 髪染めをすること。(全ての浴室)
- \* 入れ墨・タトゥーのある方の大・中浴室の利用。

## 10. その他、日常生活上の留意事項

- (1) 共有部分の消灯は、21 時です。それ以降の時間は、テレビ・ラジオ等の音量にお気をつけください。
- (2) 洗濯室は、1 階、2 階、3 階、4 階にコイン式の洗濯機、乾燥機がございます。  
利用時間は am7:00～pm8:00 です
- (3) ゴミの仕分け方・出す曜日・時刻・場所等は、職員にお尋ねください。
- (4) ベランダは、緊急時の避難経路となりますので、物を置かないでください。
- (5) 廊下の非常口は、火災時等の為に「非常用」です。通常の出入り口としないでください。
- (6) 居室内の施設備品につきましては、使用説明をお聞きの上、署名・ご捺印をお願いいたします。

## 11. 外泊・面会

外出・外泊・面会については別添の「外出・外泊・面会者に関することについて」をご確認ください。

## 12. その他の禁止事項

下記事項に該当する場合は、契約解除の対象となりますので、厳守願います。

- (1) けんか、暴行、賭博、口論、中傷、嫌がらせ、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 下着や寝巻きのまま廊下を歩いたり、食堂を利用すること。
- (3) 建物、備品、樹木を損傷すること。(破損負担金をお支払いいただきます。)

- (4) 犬、猫などのペット等を飼育すること。また、周辺に生息する鳥類や動物に餌づけをすること。
- (5) 無断で外出、外泊すること。(出入館時間の厳守)
- (6) 施設内にて特定の宗教活動、政治活動、物品の売買行為及び仲介等を行うこと。
- (7) 危険物や可燃物、火気の発生する電気製品を持ち込むこと。
- (8) 喫煙や過度の飲酒行為。(施設敷地内は禁煙です。また、飲酒により、他人に迷惑を掛けないように、お願いいたします)。
- (9) 入居者同士の金品の貸し借り、食べ物のやりとりをすること。
- (10) 他人に迷惑となる大きな音量でテレビや音楽の視聴、楽器の演奏等をすること。
- (11) 事業者の承諾なく居室の鍵を取り替えたり、付け加えたりすること。
- (12) 居室内にて水漏れを発生させる行為。トイレ、キッチン、排水溝等から水漏れを発生させた場合は、階下を含め修繕費用をご負担いただきます。
- (13) その他、施設の秩序や風紀を乱すなど共同生活に著しく支障をきたすこと。
- (14) 自己の支払うべき費用を2ヶ月以上遅滞すること。  
(催告した日から起算して10日以内に支払われない場合)

### 13. 健康管理

- (1) 平素から健康に充分留意し、住所地において実施する「高齢者健康診査」を必ず受けてください。
- (2) 身体の急変時に備え、健康保険証、医療受給者証等、病院に受診する際に必要なものは、あらかじめ一緒にしてわかりやすい場所に保管してください。

### 14. 防災・防犯

- (1) 施設敷地内は禁煙となっています。ご協力お願いいたします。
- (2) 施設が実施する防災訓練等には積極的にご参加ください。
- (3) 火災等の非常事態が発生したときは、直ちに施設職員に通報してください。
- (4) 金銭等の管理は原則として各自でお願いいたします。金銭等の貴重品は、紛失したり盗まれたりすることのないよう、保管に気をつけてください。施設では一切の責任を負いかねます。
- (5) 部屋の玄関、ベランダ出入り口の鍵は、各自責任をもって施錠してください。
- (6) 暖房設備(エアコン)はありますが、その他に必要な方は承認を得た上でご使用ください。尚、火災の心配につながるものはお断りいたしますので、ご了承ください。

### 15. 退居

- (1) ご自分の都合により退去するときは、3ヶ月前までに所定の書面で届け出てください。これによらない場合、最大3か月分の管理費の請求が発生する場合がございます。

ます。

- (2) 居室を明け渡すときは、私物を残すことのないようにしてください。
- (3) ご自分の責めによる居室内の損傷について、原状回復もしくはこれに類する費用は、契約者の負担とします。
- (4) 明け渡し後は、居室内の清掃、除菌、メンテナンス（壁紙等の貼り替え）を行いますので、その費用を入居時預かり保証金にてご精算いたします。

## 16. その他

- (1) 身元保証人の住所その他、身の上等に関する重要な変更が生じたときは、遅滞なくお届けください。
- (2) 翌年度の利用料の算定資料となる前年の収入申告書を毎年指定の期日までに提出してください。
- (3) 居室内の工作または造作等の模様替えは、原則として行うことはできません。
- (4) ご自分の故意または重大な過失により施設の建物、付属設備、備品等に損害を与えたときは、その損害額を弁償し、または原状に回復する責めを負っていただきます。
- (5) 天災地変その他外出中の事故により受けた損害については、施設はその賠償責任を負いません。
- (6) 緊急やむを得ないとき、または管理運営上必要があるときは、施設職員が立ち入ることがありますので、ご了承ください。
- (7) 外出先での事故やトラブルには施設は原則として関与いたしません。入居者同士で外出した場合も自己責任といたします。
- (8) 年に1回は、「介護保険の認定調査」を受けていただくこととなっております。また、入院された際や体調に変化が生じた場合も同様に調査を受けていただきます。
- (9) その他、不明なところがありましたら施設にお聞きください。

## 17. 苦情の受付について

- (1) 当施設における苦情の受付について

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

\* 苦情相談受付窓口（担当者） 生活相談員 高野 真由美

\* 受付時間 9:00～17:00

- (2) 行政機関その他苦情受付期間

埼玉県西部福祉事務所	TEL 049-288-6800 受付時間 8:30～17:00
埼玉県高齢者福祉課 施設・事業者指導担当	TEL 048-830-3247 受付時間 8:30～17:00

(3) 苦情解決における第三者委員

\* 監 事 厚川 肇治朗 048-456-0156

\* 監 事 抜井 勝徑 049-270-8079

※料金につきましては、令和6年6月1日現在とし、変更になる場合がございますので、  
予めご了承ください。

令和 年 月 日

ケアハウス グランコートの入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウス グランコート

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け同意しました。尚、心身状況の急変時などにおいて、他のサービス事業者、医療機関等との連携時に入居者本人および関係者の個人情報を用いることに同意します。

入居者住所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

(代筆者) \_\_\_\_\_ 実㊞ (総柄 )